

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、  
 次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療  
 機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令  
 （昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 6 年 11 月 26 日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人福和会 木下医院	岡山市南区妹尾一〇二一番地	令和 七年 一月 一日
医療法人 黒住外科内科	岡山市北区一宮五〇九一	〃
ながけクリニック	岡山市中区中井四五四一	〃
河島外科胃腸科	岡山市中区門田屋敷二一三一二二	〃
小坂耳鼻咽喉科医院	岡山市北区大元上町一一一四	〃
よこやま腎泌尿器科クリニック	岡山県岡山市北区今二一七一 K U IIビル 一階	〃
さいとう耳鼻科	岡山市南区東畦一四六一一四シティウエスト コートーF	〃
わに診療所	倉敷市新田二五二三番地二六	〃

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
おか整形外科	倉敷市児島稗田町一九五七一	令和 七年 一月 一日
医療法人 なんば内科クリニック	倉敷市児島駅前一八三	〃
医療法人 古谷医院	倉敷市下津井吹上二一一一四	〃
坪田医院	笠岡市大島中八三六二	〃 五日
神経内科クリニックなんば	都窪郡早島町若宮三五四一一一五	〃 一日
新見市高瀬診療所	新見市神郷高瀬一二二六	〃 九日



健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、  
次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療  
機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令  
（昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 6 年 11 月 26 日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
有限会社さくら薬局	岡山市北区東花尻二五二一	令和 七年 一月 一日